

大成フットボールクラブ クラブ費細則

平成 27 年 7 月 12 日改正

(総則)

第 1 条 本細則は、大成フットボールクラブ会則第 7 条に基づき、クラブ費等について定めたものである。

(クラブ費)

第 2 条 本クラブは、学期毎に次のクラブ費等を徴収するものとする。

- ① 第一学期 8,000 円 (クラブ費)
800 円 (財団法人スポーツ安全協会年間保険料)
1,000 円 (第 6 ブロック登録料 ※ 4 年生以上)
- ② 第二学期 8,000 円 (クラブ費)
- ③ 第三学期 8,000 円 (クラブ費)

2 本クラブに休会を申し出た場合は、休会中も一人あたり月額 250 円の会費を徴収するものとする。

(その他)

第 3 条 前条以外に生じる費用 (合宿費等) については、事前に代表又は世話役から通知のうえ、徴収するものとする。

附 則

1 本細則は、平成 27 年 7 月 12 日から施行する。